加古川市集会場等の建築等に係る指導要領（都市計画部長決定）

（目的）

第１条　この要領は、集会場等の建築等計画に対する指導に関し必要な事項を定め、集会場等の建築等を行う事業主に対して協力を求めることにより、近隣住民等に事前に開発計画を周知し、紛争の未然の防止を図り、もって加古川市開発事業の調整等に関する条例（以下「条例」という。）の目的とする地域の特性に応じた良好な都市環境の形成を図るとともに、安全で機能的なまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるほか、条例及び条例施行規則の例による。

（１）　集会場等　不特定多数の者が集会等に利用する劇場、結婚式場、葬祭場、セレモニーホール、遺体安置所その他の建築物をいう。ただし寺院、教会等、近隣住民を対象とした公民館又は集会所は除く。

（２）　集会場等の建築等　集会場等を新築し、増築し、改築し、若しくは移転し、又は建築物の用途を変更して集会場等とすることをいう。

（３）　近隣住民等　次に掲げるものをいう。

ア　建築物の敷地に隣接する土地の所有権を有する者及び建築物の所有権又は賃借権を有する者

イ　地縁による団体であって、その区域内に建築物の敷地が存するものの代表者

（４）　事業主　集会場等の建築等をしようとする者をいう。

（事前説明の指導）

第３条　建築指導課及びまちづくり指導課は、事業主が集会場等の建築等をしようとすることを把握したときには、当該事業主に対し、建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第18条第２項の規定による計画の通知を行う前に、説明会等の方法により、近隣住民等に次に掲げる事項について十分に理解されるよう説明を行うよう指導するものとする。

（１）　建築物の敷地の位置、形状及び面積

（２）　建築物の用途、規模、構造及び基礎の構造

（３）　建築物の敷地内における位置及び周囲の建築物の位置

（４）　公共公益施設及び建築関連施設の位置及び規模

（５）　造成計画

（６）　工事の期間、工法及び作業時間並びに工事車両の運行計画

（７）　生活環境等配慮計画書に関する事項その他の集会場等の建築等に伴って発生する周辺の生活環境等への影響及びその対策に対する事項

（８）　その他市長が必要と認める事項

（事前相談時の指導）

第４条　建築指導課及びまちづくり指導課は、集会場等の建築等について事前相談を受けた場合、当該相談を受けた課は、事業主に対して前条の指導を行うものとする。

（調査書等受付時の指導）

第５条　建築指導課は、建設予定地に関する調査依頼書又は建築確認合議処理カード（以下「調査書等」という。）の受付時に建築物の用途が集会場等の場合には、ただちに事業主に対して第３条の指導を行うものとする。

（調査書等による指導）

第６条　まちづくり指導課は、調査書等の回答において、第３条の指導を行うものとする。

（適用除外）

第７条　この要領は、条例第３章各節の適用を受ける事業については適用しない。

（委任）

第８条　この要領の実施に関し必要な事項は、都市計画部長が定めるものとする。

附　則

この要領は、令和元年 11 月 1 日から実施する。

附　則

この要領は、令和７年３月 26 日から実施する。

附　則

この要領は、令和８年 11 月 1 日から実施する。